

裁判員制度・刑事検討会 座長 井上 正仁様

平成15(2003)年11月11日

委員 清原 慶子

* 本日は、議会決算委員会が開催されますため、検討会に出席することができません。

私は、予定されている時期に裁判員制度が着実に実現すること、そして刑事裁判の迅速化に向けての法整備が円滑に進められることを願っています。そのための重要な検討がなされる時期にありますのに、公務の都合により出席できずにごまことに申し訳ありません。そこで、先に示されました座長案について、本日検討される予定の項目について意見等を提出させていただきます。本来は検討会に出席して皆様と各論点について意見交換する中で、適時に発言すべきところですが、最小限の項目に絞らせていただきましたので、どうぞこれを委員にご紹介いただき、趣旨を皆様のご検討の過程にできるだけ反映していただきますようお願いいたします。

1. 「考えられる裁判員制度の概要について」について

(1) 論点として提示されている「2(9)イ(カ)理由を示さない忌避の員数(8頁)」について、案では[裁判員の員数を4人とする場合]ということで、「それぞれ3ないし4人(ただし補充裁判員がおかれる場合には、補充裁判員の数を加えた員数とする。）」につき理由を示さずに忌避ができるものとする」とされている箇所について

意見：私は、かねて指摘していますように、国民の司法参加である裁判員制度においては、法律用語として定着しているとはいえ「忌避」という表現は適切ではないと考えています。裁判官ではなく国民から無作為に候補とされる裁判員に対するこのような場合の表現として、「非選任」等の別の表現を使うことを検討していただきたく思います。

なお、私個人としては裁判員の数はかねてより提起しておりますように「6人」が適切と考えていますので、その場合は6人に見合う数を表記していただくものと理解します。

(2) 論点として提示されている「8(3)裁判の公正を妨げる行為の禁止」について、「報道機関において自主的ルールを策定しつつあることを踏まえ、更に検討するものとする」とされている箇所について

意見：先の検討会においても発言したとおり、私は基本的には報道機関において自主的ルールを策定することが望ましいと考えていますので、報道機関の自主性を尊重した検討をするとの趣旨に賛成です。

(3) 論点として提示されていない「2(2)欠格事由」において、「(ウ)心身の故障のため裁判員の職務の遂行に支障がある者」とある箇所について

意見：欠格事由にこの項目があることについては、制度開始当初はとりあえずやむをえないと言えますが、できるだけ早期に、情報通信技術等を活用するなど含めて条件整備を進め、

障害のある人も支障なく裁判員として参画できるように取り組むべきであると考えますので、そうした取り組みの必要性を問題提起いたします。

(4) 前回論点とされた「1 基本構造(1) 合議体の構成 ア裁判官の員数」について

意見：先の検討会では「裁判官が3人、裁判員が4人」との座長案が示されましたので、裁判官3人に対して裁判員が対等に発言できる応分の数であり、合計しても裁判官と素人の裁判員が議論するに適切な数である9人となる、「裁判員6人」を軸にと提案していた私としては、裁判員の数が4人になるのなら裁判官が2人ということも考えられると発言しました。私の合議体の構成に関する基本的な意見は、これまでの検討会で発言してきましたように、裁判官の数それ自体として考えた時は、裁判員裁判以外の他の裁判との整合性の観点からも裁判官は3人が適切との意見であることに変わりはありません。合議体のあり方につきましては、前回の議論で終わりではなく、今後の検討会での更なる議論によって一定の収斂がなされるはずと思いますが、検討に当たってはぜひ私が従来から提起しております「裁判官は3人、裁判員は6人」を軸としてご検討いただければと思っています。

2. 「考えられる刑事裁判の充実・迅速化のための方策の概要について」について

(1) 「4 被告人側による主張の明示(1) 主張の明示等」と「8 争点の確認等 (2) 準備手続き終了後の主張」について

前者につきましては、これまでの検討会での議論の経過を反映したものとして、座長案に賛成します。

後者につきましては、新たに提示された案です。私としてはこれまで「こうした制度は設けない」との意見でしたので、前者と関連する内容でもあり、当否については慎重に検討する必要がありますので、慎重にご検討いただきますようお願いいたします。

3. 事務局や報道機関による裁判員制度に関する国民への更なる PR のお願いと検討会の責務について

前回、裁判員制度等に関する座長案が公表されて以降、報道機関の報道や解説記事等の増加もあり、裁判員制度に関する国民の関心が高まりつつあります。今後、事務局、そして報道機関の皆様にはさらなる情報提供や PR (パブリックリレーションズ) の推進により、国民の理解を深化する取り組みをお願いします。それと共に、検討会としては、審議会意見書に基づく具体的な制度を、日程を遅らせることなく着実に具体化していく努力が大詰めに来ていると思います。皆様、どうぞ、よろしくをお願いいたします。

以上